

「特定金属くず買受業」の届出の方法について

「特定金属くず買受業」を営もうとされる方対象

1 届出先

○ 営業所を設ける場合

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

※ 特定金属くずの買受けを行う営業所ごとに届出が必要です。

同じ都道府県内に営業所が2つ以上ある場合、1つの警察署にまとめて提出することができます。

「特定金属くず」の買い取りを行わない営業所については、届出は不要です。

奈良県内
3店舗

A店
(甲警察署管内)

B店
(乙警察署管内)

C店 (丙警察署管内)
★ 売却のみで買受けを行わない

【提出先の例】

① A店の分を甲警察署に、B店の分を乙警察署に提出する

② 両方まとめて甲警察署に提出する

③ 両方まとめて乙警察署に提出する

← 買受けを行わないので届出不要

下記「3 届出書に必要な書類」のうち内容が同一のものは1部のみ提出でOKです。

○ 営業所を設けない場合

住所を管轄する警察署の生活安全課（係）

2 届出の期日

令和8年6月1日を基準にして考えます。

【届出の期日の例】

特定金属くず買受業の開始時期	届出の期日
以前から銅の金属くずを買い取る営業をしていて 令和8年6月1日においても引き続き営業している	令和8年6月1日から 同年8月31日まで
令和8年6月1日から営業を始める	
令和8年6月2日以降に営業を始める	営業を始める日の前日まで

※ 届出をしないで営業すると、行政処分を受けたり、罰則が科せられることがあります。

3 届出に必要な書類

「営業開始届出書」（別記様式第1号）

+

営業所・特定金属くずの保管場所の平面図と周囲の略図

+

【営業者が個人】

住民票の写し
(本籍・国籍等が記載されたもの)

【営業者が法人】

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書
- ・ 代表者の住民票の写し
(本籍・国籍等が記載されたもの)



書類を提出に行くときは、提出先の警察署の生活安全課（係）に対して、事前に電話連絡をお願いします。